

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月4日

株主及び登録株式質権者 各位

東京都品川区東五反田二丁目17番2号

東芝テック株式会社

代表取締役
取締役社長 鈴木 護

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法の施行に伴い、通知対象株主等のために当社の申出により特別口座を開設する口座管理機関は、以下のとおりです。

名称 中央三井信託銀行株式会社
住所 東京都港区芝三丁目33番1号

2. 株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、通知対象株主等について、決済合理化法の施行日以後遅滞なく、振替機関である株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第8条第5項に定める事項を通知します。

— 以 上 —